

## 第3号議案 2017～2018年度執行体制

### I. 2017～2018年度執行体制

#### 1. 専従者の選出

第8回中央委員会の確認に基づき専従者の配置について検討しました。

2017年6月の期首において、登録人員40,000名は上回ることが想定されます。2017年期首における登録人員と期中における組織拡大による人員の増加、および財政状況を踏まえ、サービス連合の活動を着実に推進していくために総合的に判断し、10名の専従者を配置することとします。

なお、期中にあっても登録人員の増加による専従者の加重を行う場合があります。

#### 2. 専従者の配置

専従者の配置については、本部役員の専従者を7名、地連役員の専従者を3名とします。地連専従役員の内訳は、東日本地連、中部地連、西日本地連の各事務局長とします。